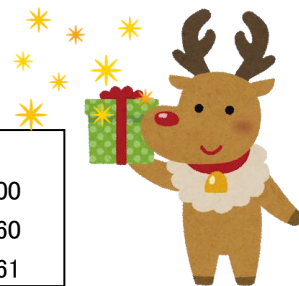




成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



クラウド型労務手続きシステムで業務効率化を図りましょう

人事担当者は、従業員のマイナンバーや住所管理、複雑な労務手続きなど、日々多くの事務処理をこなさなければなりません。間違いがあれば、知らないうちに法律に抵触していたり、ミスが重なれば従業員との信頼関係にヒビが入ってしまう可能性もあります。現在、業務効率化とミスを防ぐために労務手続きシステムの需要が高まっています。今回は、社会保険・雇用保険手続きの業務効率化を目指したクラウド型労務手続きシステムとその特徴についてご紹介したいと思います。

作業内容	現状の手続き業務	クラウド型労務手続きシステム
届出作業	○郵送または、直接出向いての提出	○Web 上からいつでも申請ができる
手続き業務	○書類ごとに従業員情報の記入又は入力	○スマートフォン上から従業員が自身の個人情報を入力ができる ○同じ情報を何度も入力することが無い
法改正	○労働・社会保険料率などの確認が必要	○労働・社会保険料率なども自動更新
マイナンバー管理	○管理が大変、保管コストが掛かる	○従業員に入力してもらえ ○必要なときに閲覧
書類の保管	○ファイルや書庫等で法の定める期間保管、保管コストが掛かる	○クラウド上で保管 ○必要なときに何時でもダウンロード
システム管理	○専門的知識が必要 ○システム担当者の配置が必要	○システム更新も、自動で行われる ○システム担当者を置く必要が無い

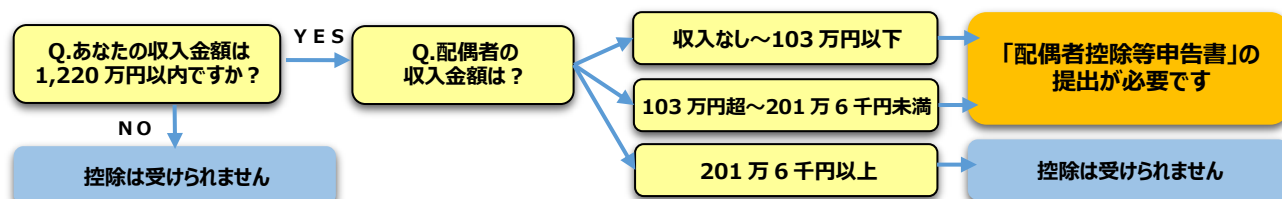
手書きでの書類作成と労務手続きソフトを使った場合を比較すると、およそ **1/3 の時間削減** が出来るとも言われています。その空いた時間を付加価値の高い仕事に充てることも出来る為、人的資源の有効活用が出来ます。一昔前であれば、業務効率化のシステム導入は、何百万という費用が掛かっていましたが、現在では、クラウドサービスを使うことで、安価でしかも手軽に業務効率化に着手できるようになりました。（自社に合わないと判断した場合は、すぐにサービスをやめることも出来ます。）

厚生労働省の『「行政手続コスト」削減のための基本計画』において、一定規模以上の大企業に対して2020年4月から電子申請を義務化する方針が示されました。今後は、**中小企業にも電子申請義務化がおよぶ可能性があります**。国は、“電子申請化＝手続きコストと労働時間の削減”に傾いています。近い将来、紙・CD・DVD を受け付けなくなる可能性もあります。クラウド型労務手続きシステムの導入にご興味をお持ちの事業所様は、是非弊社担当者までご相談下さい。

林 健太郎

年末調整 PART2 『配偶者控除等申告書』の提出もれはありませんか？

配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受ける方は、今年から「配偶者控除等申告書」の提出が必要になりました。提出もれや、記入もれがないか確認しましょう。（下図は、給与収入のみの場合のフローです。）



- ①「扶養控除等申告書」の配偶者欄に記入がある方は、全員、提出がありますか？
- ②配偶者の所得金額は、正しいですか？
- ③配偶者の所得金額が変更になった場合は、修正しましょう。

小田多井 朋美